

あいち地球温暖化防止戦略 2020

(仮称)

(案)

パブリックコメント期間

平成 23 年3月 16 日(水)～4月 15 日(金)

平成 23 年 月

はじめに

(知事挨拶)

目 次

I 戦略策定の趣旨

- 1 なぜ新たな地球温暖化防止戦略が必要か
- 2 基本的事項

II 現状と課題

- 1 温室効果ガスの排出状況
- 2 部門別の現状と課題
 - (1) 産業部門
 - (2) 業務部門
 - (3) 家庭部門
 - (4) 運輸部門
- 3 エネルギー需給状況
- 4 「あいち地球温暖化防止戦略」に基づく施策の実施状況

III 戦略が目指す愛知の姿

- 1 2050年頃に目指すべき姿
 - (1) 2050年頃の社会指標
 - (2) 2050年頃に目指すべき愛知の姿
 - (3) 長期的な観点から必要な方策
- 2 2020年度の温室効果ガスの削減目標
 - (1) バックキャスティングによる検討
 - (2) 2020年度の温室効果ガス排出量の見通し
 - (3) 2020年度の温室効果ガス排出量の削減目標
- 3 愛知の地域特性を活かした地球温暖化対策の方向
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 地球温暖化対策の視点から見た愛知の地域特性
 - (3) 取組方針

IV 2020年に向けた取組

(施策体系)

- 1 日々の暮らし：再生可能エネルギーと省エネ化によるゼロカーボンライフへの挑戦
 - (1) 太陽と自然の恵みを活かすゼロカーボン住宅の普及
 - (2) 再生可能エネルギーの利用拡大
 - (3) 次世代自動車等の導入
 - (4) 次世代エネルギー技術の実用化推進とスマートグリッドの先駆的導入
- 2 モノづくり：産業・製品の低炭素化の推進
 - (1) 事業活動に伴う温室効果ガス排出抑制
 - (2) 「食」をめぐる低炭素化
 - (3) 業務用建築物の環境負荷の低減

- (4) 低炭素社会に貢献する製品供給拡大
- 3 地域基盤：低炭素社会を支える都市・地域基盤づくり
 - (1) 歩いて暮らせる集約型まちづくり
 - (2) 低炭素な地域交通ネットワークの構築
 - (3) 熱の面的利用の拡大
 - (4) ヒートアイランド対策
 - (5) 森林整備と県産木材の利用拡大
- 4 県民意識：低炭素化への意識・行動変革の推進
 - (1) CO₂の「見える化」
 - (2) 環境負荷の少ない商品やサービスの購入
 - (3) 地域における地球温暖化防止活動の活性化と環境学習・環境教育
 - (4) 産・学・行政が連携した世界をリードする低炭素地域づくりへの取組
- 5 ロードマップ
- 6 地域別取組方針

V 主体別役割

- 1 主体別役割の考え方
- 2 県民の役割
- 3 事業者の役割
- 4 大学・NPOの役割
- 5 地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化防止活動推進センターの役割
- 6 行政の役割

VI 戦略の推進

- 1 戦略の推進体制
- 2 戦略の進行管理

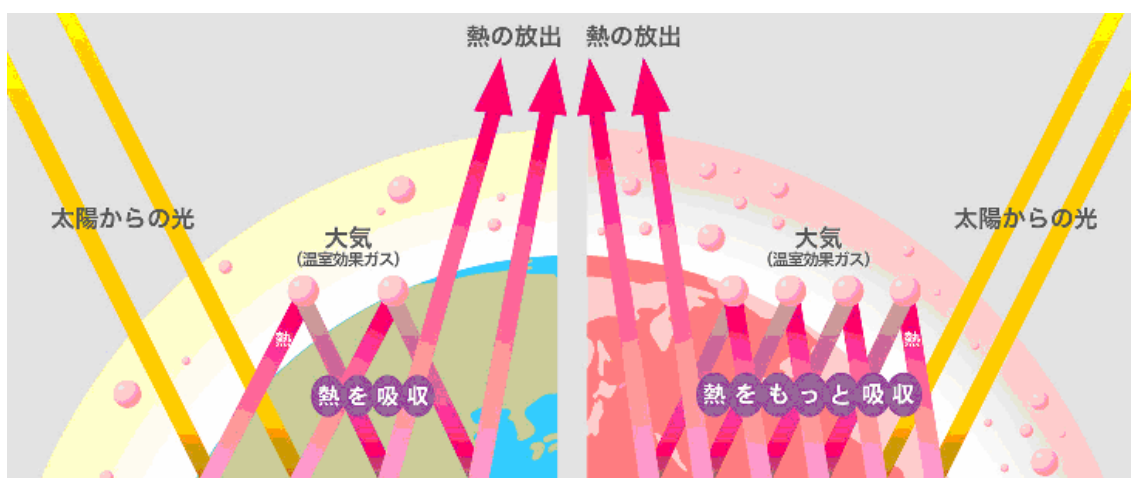
I 戦略策定の趣旨

1 なぜ新たな地球温暖化防止戦略が必要か

(1) 地球温暖化の現況

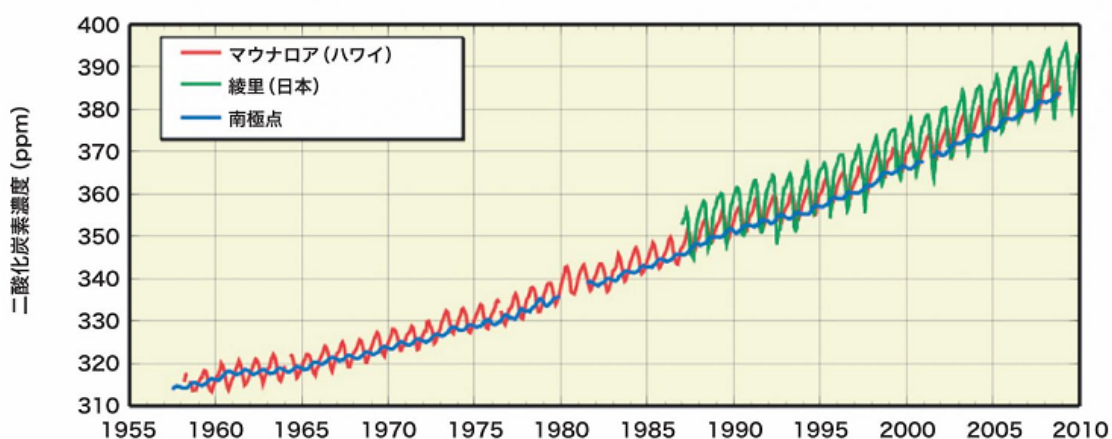
地球温暖化とは、人為的な原因で大気中の CO₂ などの温室効果ガスが増加することにより、地球の大気や海洋の温度が上昇し、地球の気候に変動が生じることを言います。

産業革命以後の化石燃料消費の爆発的な増大により、約 280ppm であった世界平均の大気中の CO₂ 濃度は現在約 390ppm (2009 年平均値) に増加しており、その増加速度はさらに上がっています。



出典) 全国地球温暖化防止活動推進センター (ウェブサイト <http://www.jccca.org/>より)

図 1-1 地球温暖化のメカニズム

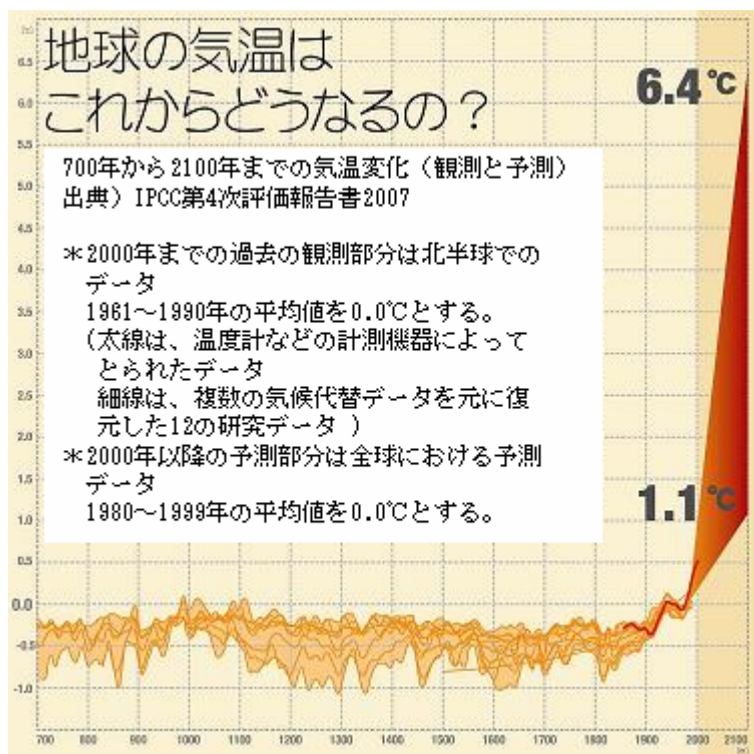


出典) 気象庁「気候変動監視レポート 2009」

図 1-2 大気中の CO₂ 濃度の経年変化 (過去 50 年)

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) (後注) が 2007 年に公表した第 4 次評価報告書では、過去 100 年に気温が 0.74℃ 上昇し、その原因は、人為的な温室効果ガス排出が原因である可能性が極めて高いとしており、想定されるいくつかのシナリオでは 21 世紀末までに 1.8~4.0℃ (予測の幅を含めれば 1.1~6.4℃) の気温上昇が予測されるとしています。

既に、降水量の変化や生物の生息域の極地方向への移動、海水の酸性化などの影響が出ており、さらに気温が上昇すれば、氷河や氷床が融け、海面が上昇するなどの深刻な影響が避けられないものと予測されています。



出典) 全国地球温暖化防止活動推進センター

(ウェブサイト <http://www.jccca.org/>より)

図1-3 700~2100年までの気候変動 (観測と予測)

既に生じている現象	氷河湖の増加と拡大、永久凍土地域の地盤の不安定化、山岳における岩なだれの増加、春季現象 (発芽、鳥の渡り、産卵行動など) の早期化、動植物の生息域の高緯度・高地方向への移動、極地の生態系の変化、湖沼や河川の水温上昇、熱波による死亡、媒介生物による感染症リスクの増大 など					
今後の主要な影響	水	中緯度地域と半乾燥低緯度地域で水利用可能性の減少、干ばつの増加				
		数億人が水不足の深刻化に直面				
		湿潤熱帯地域と高緯度地域で水利用可能性の増加				
	生態系	サンゴの白化の増加	最大30%の種で絶滅リスク増加	地球規模で重大な絶滅		
		ほとんどのサンゴが白化	広範囲に及ぶサンゴの死滅			
	食糧	小規模農家、自給的農業者・漁業者に複合的で局所的なマイナス影響				
		低緯度地域で穀物生産性の低下		低緯度地域で全ての穀物生産性の低下		
		中高緯度地域でいくつかの穀物生産性の向上		いくつかの地域で穀物生産性の低下		
	沿岸域	洪水と暴風雨による損害の増加				
		世界の沿岸湿地の約30%の消失		毎年の洪水被害人口が追加的に数百万人増加		
健康	栄養失調、下痢、呼吸器疾患、感染症による社会的負担の増大					
	熱波、洪水、干ばつによる病気の発生率と死亡率の増加					
	いくつかの感染症媒介生物の分布変化		医療サービスへの重大な負荷			
	0	1	2	3	4	5
	1980-1999年に対する世界年平均気温の変化(℃)					

出典) IPCC第4次評価報告書より作成

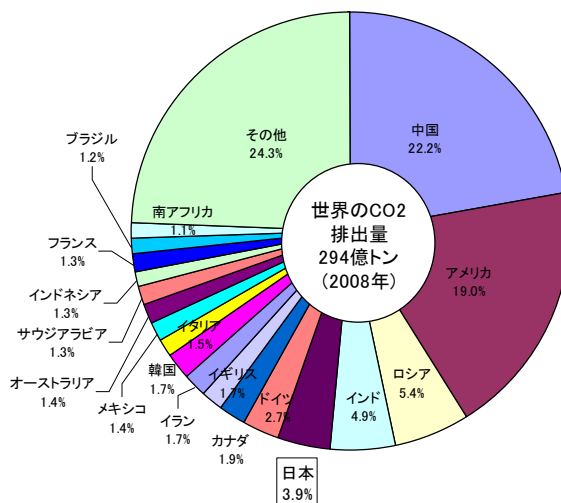
図 1-4 地球温暖化で顕在化した現象と将来の影響予測

(2) 国際社会の動向

1992年のブラジル・リオにおける「国連地球サミット」で採択された「気候変動枠組条約」に基づき、1997年に京都で開催された第3回締約国会議(COP3)において、先進国による温室効果ガス排出量を2008～2012年の平均で1990年比5%削減(日本は6%削減)することを義務付ける「京都議定書」が採択され、2005年2月に発効しました。

2013年以降の世界の枠組については、全ての主要排出国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みの構築に向けて交渉が進められ、2009年12月にデンマークで行われた第15回締約国会議(COP15)で、留意されることが決定された「コペンハーゲン合意」に基づき、わが国を始め、主要国から自主的な中期目標が提出されています。

わが国は「全ての主要排出国の参加による意欲的な目標の合意」を条件に2020年に1990年比25%削減することを目標としております。



出典) IEA「CO2 Emissions from Fuel Combustion (2010 Edition)」を元に県環境部作成

図 1-5 世界のエネルギー起源 CO₂ 排出量

表 1-1 コペンハーゲン合意に基づく各国の中期目標

各国	2020年の温室効果ガス排出量の目標
日本	1990年を基準に25%削減。ただし、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提とする。
アメリカ合衆国	2005年を基準に17%程度削減。ただし、成立が想定される米国エネルギー気候法に従うもので、最終的な目標は成立した法律に照らして事務局に提出する。
EU	1990年を基準に20%削減。ただし、他の先進国・途上国がその責任及び能力に応じて比較可能な削減に取り組むのであれば、2020年までに1990年比で30%減の目標に移行する。
中国	2020年のGDP当たりCO ₂ 排出量を2005年比で40～45%削減。2020年までに非化石エネルギーの割合を15%、2020年までに2005年比で森林面積を4千万ヘクタール増加等。

(3) わが国の動向

地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」という。)

に基づき 2005 年 4 月に策定された「京都議定書目標達成計画」(2008 年 3 月改定)により、業界毎の自主行動、自動車や家電製品等の効率化(所謂「トップランナー制度」)、住宅用太陽光発電施設に対する国庫補助など、各種の対策が進められています。

2013 年以降の中長期目標については、2008 年 7 月に「低炭素社会づくり行動計画」が定められました。

また、2010 年 6 月に「エネルギー基本計画」が改定され、再生可能エネルギーの大幅導入を目指す方針が示され、再生可能エネルギーに係る全量固定価格買取制度^(後注)の検討が進められています。

さらに、化石燃料起因の温室効果ガスの削減に向けた税として、2011 年 10 月からは「地球温暖化対策のための税」導入が予定されています。

加えて、中期目標や主要施策の方向性を示す「地球温暖化対策基本法案」の審議が国会で進められています。基本法案では、2050 年までに 1990 年比で 80%削減、また、公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提として、2020 年に 1990 年比で 25%削減する、中長期目標を掲げています。さらに、基本的な施策として、「国内排出量取引制度の創設」、「地球温暖化対策のための税」、「再生可能エネルギーに係る全量固定価格買取制度の創設」を掲げています。

(4) 本県の取組

本県では、1994 年に「あいちエコプラン 21」を全国に先駆けて策定し、その後、2000 年に「あいちエコプラン 2010」に改訂し、京都議定書が目指す 6%削減に向けた取組の方向性を示しました。さらに、同議定書が発効する直前の 2005 年 1 月に「あいち地球温暖化防止戦略」を策定し、2010 年度までに温室効果ガス排出量を 1990 年度比で 6%削減するための重点施策を定めて、「ソーラーミリオン作戦」、「エコカー 300 万台作戦」などの施策を展開してきました。

(5) 資源制約の可能性

わが国のエネルギー自給率は 4%程度に過ぎず、今後、石油埋蔵量の減少や新興国におけるエネルギー需要の増大に伴い、エネルギー価格の高騰や必要量の確保が困難になるなどの問題が生じることも予想され、化石燃料への依存を小さくすることが重要です。

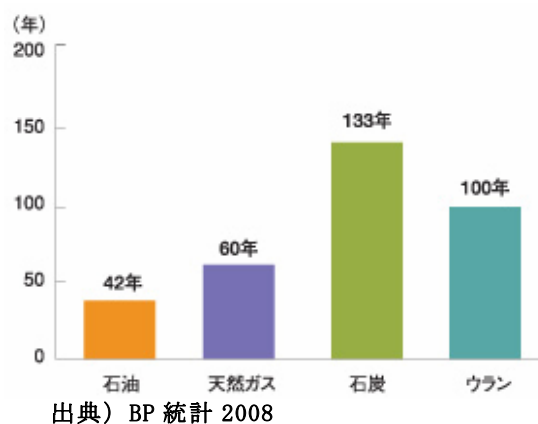


図 1-6 化石燃料等の可採期間



出典) 原油価格の推移表 (NYNEX WTI)

図 1-7 原油価格の動向

(6) 新たな戦略の必要性

現行戦略の目標年次である 2010 年度を迎えたこと、2008 年 5 月の地球温暖化対策推進法の改正により地方の区域における地球温暖化対策に関する計画策定が義務付けられたこと、2050 年を見通した本格的な低炭素社会への方向性とその実現のための施策やモノづくり県として世界の低炭素化に貢献することが求められていることなどから、低炭素社会の実現に向けた中長期の方向性を示す新たな戦略が必要となっています。

2 基本的事項

(1) 法律上の位置付け

このあいち地球温暖化防止戦略 2020（仮称）は、地球温暖化対策推進法第 20 条の 3 に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」第 72 条に基づき「地球温暖化の防止に関する計画」として策定するものです。

(2) 対象ガス

以下の 6 種類のガスを対象にします。

- ①二酸化炭素（CO₂）
- ②メタン（CH₄）
- ③一酸化二窒素（N₂O）
- ④ハイドロフロオロカーボン（HFC）
- ⑤パーフルオロカーボン（PFC）
- ⑥六ふつ化硫黄（SF₆）

(3) 目標年次

現在、国や国際社会では 2050 年の長期目標に加え、その達成に向けた 2020 年を目標年次とする中期目標の検討がなされていることから、この戦略の目標年次を 2020 年度とします。ただし、持続可能な低炭素社会の実現という長期的な目標達成を見据えた通過点として設定するものとします。

(4) 戦略が取り扱う範囲

ア 「緩和策」と「適応策」

地球温暖化への対応としては、その進行を食い止めようとする「緩和策」と、その進行を前提に影響を回避しようとする「適応策」の二つが考えられますが、この戦略では、次の理由から、「緩和策」を中心に扱います。

「緩和策」を中心とする理由

- ・既に地球は温暖化しつつあると言われているものの、現時点では、なお、その進行を食い止めることに最優先で取り組むべきと考えられること。
- ・地球温暖化の影響が、今後現れる影響に関して、どのような適応策をいつまでに取ったらよいかも現時点では特定困難であること。

イ ヒートアイランド対策

ヒートアイランド現象は、都市中心部の気温が周辺部に比べて島状に高くなる現象で、都市に特有の環境問題として注目されています。

温室効果ガスの増加がもたらす地球温暖化（気候変動）とは異なる現象ですが、ヒートアイランド緩和対策は、省エネの推進による人工排熱の低減を始め温暖化対策と共通する部分が多いことから、本戦略に位置づけて推進することとします。

本戦略では、ヒートアイランドの緩和対策のうち、緑化を始めとする地表面被覆の改善を中心に取り上げることとします。

ウ 世界の低炭素化への貢献

本県は、世界的なモノづくり産業の集積地であり、モノづくりによって世界全体の低炭素化へ貢献していくことも重要であることから、県内の低炭素型製品による世界の低炭素化への貢献を強化していく方策についても取り扱うこととします。